

令和7年10月

お客さま 各位

淡陽信用組合

「振込規定」改定のお知らせ

平素は淡陽信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与（預貯金口座を通じて行われる金融犯罪、詐欺被害防止）対策およびオンラインカジノに係る賭博事犯防止対策の一層の強化を図るため、下記のとおり「振込規定」を改定させていただきます。

記

1. 改定する規定

「振込規定」

2. 改定日

令和7年12月1日

3. 振込規定の改定内容

改定後	改定前
(削除)	<u>1. この規定の取引に係る契約の成立</u> 当組合は、お客様からこの規定の取引に係る当組合所定の振込依頼書の提出を受け、当組合がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。
<u>1. 適用範囲</u> (略)	<u>2. 適用範囲</u> (略)
<u>2. 取引等の制限</u> (1) 当組合は、依頼人、受取人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、質問、各種確認や資料の提出を求めることがあります。依頼人から正当な理由なく回答いただけない場合には、振込をお断りする場合があります。 (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している依頼人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当組合の指定する方法によって当組合にお知らせください。お知らせいただいた在留期間が経過しているときは	(新設)

改定後	改定前
<u>振込をお断りします。</u> <u>(3) 前2項に定める各種確認や資料の提出の求めに対する依頼人の回答、具体的な取引の内容、依頼人の説明内容およびその他の事情を考慮して、次に該当すると当組合が判断した場合には振込をお断りする場合があります。</u> <u>①依頼、受取の名義人が存在しない振込、または依頼の名義人の意思によらない振込であって、それに合理的な理由がない場合</u> <u>②この振込が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</u> <u>③法令で定める本人確認等における確認事項または前2項に基づく依頼人の回答が偽りであることが判明し、それに合理的な理由がない場合</u> <u>④この振込がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当組合が振込をお断りすることが必要と判断した場合</u> 3. ～16. (略)	3. ～16. (略)

※ 改定後の規定は、改定日以降は当組合ホームページ「預金規定集」でもご覧いただけます。

以 上